

<評価の手法等>

別添1

| 事業名 ()内は本事業評価において 便益の計上に利用した方法 を示す。* | 評価項目 | | | 評価を行う過程 において使用 した資料等 | 担当部局 |
|--|---|--|---|--|------|
| | 費用便益分析 | | 費用便益分析以外の 主な評価項目 | | |
| | 便益 | 費用 | | | |
| 港湾整備事業 (消費者余剰法) | <ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストの削減 ・国際観光純収入の増加 ・安全性の向上 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・管理運営費 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済への影響 ・環境等への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・各港の港湾統計資料 | 港湾局 |

※便益把握の方法

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

| 事業名 | 評価の方法 | 評価の視点等 | 評価を行う過程 において使用 した資料等 | 担当部局 |
|------------------|---|---|--|-------|
| 船舶建造事業 <巡視船艇> | 巡視船艇毎に評価対象を整理した上で、事業を実施した場合、右のような海上保安業務需要を満たすどのような能力の向上が図られ、どのような効果が得られるのかについて評価する。 | <巡視船艇> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・海上保安統計年報 ・海上保安レポート | 海上保安庁 |